

福岡県公報

平成二十八年一月二十六日
第三千七百六十二号
増刊 ①

目次

規則(第二号・第三号)

- 福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (公園街路課) ……………
- 福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (調整課) ……………

規則

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年一月二十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二号

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県都市公園条例施行規則(昭和五十二年福岡県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条の四第二項中「及び十備考九2」を、「十備考九2及び十一備考八2」に改める。

第十七条第五号及び第六号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

別表第一備考二中「体育館」を「筑後広域公園(体育館)の研修室及び体育館」に改める。

附則

この規則中第十七条第五号及び第六号の改正規定は平成二十八年四月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年一月二十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三号

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

附則

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成八年福岡県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。